

634
96



2

0028814-000

634-96

今後に於ける我国の普通銀行

岸谷梧郎・著

大同書院

昭和7

ADI

この著作物は、著作権者不明のため、著作権
第67条の規定に基づき、平成12年3月2
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するもの

341

岸谷 梧郎 著

今後に於ける
我國の普通銀行

株式會社
大同書院刊





序

本書題して「今後に於ける我國の普通銀行」と謂ふ。その主意とするところは、我が普通銀行の現状を説述し、併て將來進むべき針路を示し依つて以つて大方の参考に供せんとするにある。

固より著者の如き、乏しき経験と知識とを以つてしては、到底全幅をつくし得ないことは言ふ迄もない。唯片鱗をだに窺ひうれば幸甚である。

而して本書中には嘗て雑誌、新聞等に掲載したるものもあり、之れが爲め或は讀者諸賢の矚盛を買ふ虞なきを保し難いけれども、鶏肋捨つるにしのびず、敢て其儘収録した次第である。幸に諒せられよ。

顧みれば著者が病魔の爲め、多年職を奉じたる住友銀行を去つて以來早くも一年有餘を経た。當時國手も療養數年と云ひ、また我れ人共に斯く思つた。然るに幸にして數ヶ月の後、ささやか乍ら著書（銀行内合理化の研究、森山書店發行）をさえ公刊する程の健康體になりえたのは全く奇蹟的と云ふより他ない。

茲に聊か私的事情を述べ、併て本書を以つて、思出の所縁とすることを許されたい。

昭和七年晚秋

著 者 識

於今後に
けるに
我國の普通銀行目次

緒 言……………一

第一章 自己資金に就て……………五

 第一節 總 說……………五

 第二節 資本金……………六

 第三節 積立金……………一六

第二章 諸金融機關の各預金より觀たる趨勢……………二二

 第一節 計數的推移……………二二

 第二節 普通銀行地位の低下傾向……………二四

第三章 普通銀行現狀の綜觀……………二七

 第一節 銀行の合同……………二七

第二章 預金の銀行集中……………二八

第三章 各種預金高の割合……………三一

第四章 各種預金の利率……………三三

第五章 各種貸出金高の比率……………三五

第六章 結 言……………三七

第四章 預金業務より觀たる不振打開策……………四一

第一節 銀行不振の根因……………四一

第二節 定期預金偏重と放資知識の缺除……………四三

第三節 銀行の自覺……………四八

第四節 不振打開方策……………四九

第五節 其具体的方法……………五一

第六節 結 語……………五四

第五章 定期預金の信託預金への移行問題……………五六

第一節 緒 言……………五六

第二節 本邦信託會社の特殊性……………五七

第三節 金錢信託偏重の原因……………六〇

第四節 兩者間の差異……………六六

第五節 兩者の競合對策……………六七

第六節 結 論……………七一

第六章 中小商工業金融と普通銀行……………七四

第一節 中小商工業者の範圍に就て……………七四

第二節 新業者の金融機關……………七八

第三節 信用組合の根本精神……………八一

第四節 我國普通銀行の經營主義……………八四

第五節 銀行合同後の缺陥……………八六

第六節 金融難の最大原因……………八九

第七節 金融難の緩和策……………九一

第七章 我が普通銀行の特異性と今後の経営……………九七

第一節 概説……………九七

第二節 銀行法の實際上の矛盾……………九九

第三節 其の原因……………一〇一

第四節 自己資金の日英比較……………一〇四

第五節 顯著なる特異性……………一〇八

第六節 有價證券の所有目的……………一一三

第七節 今後の趨向……………一二四

於後に我國の普通銀行目次(終)

於後に我國の普通銀行

緒言

先づ我が國金融市場に於ける主なる機關を掲ぐるに、大体次記の如くである。

- (一) 銀行
 - イ、普通銀行
 - ロ、特殊銀行
 - ハ、貯蓄銀行
- (二) 信託會社

- (三) 保險會社
 - イ、生命保險會社
 - ロ、傷害保險會社
 - A、火災保險會社
 - B、海上保險會社
 - C、其他保險會社

イ、信用組合

(四)信用組合
ロ、信用組合聯合會

ハ、産業組合中央金庫

(五)大藏省預金部(郵便貯金)

(六)無盡會社

(七)ビルブローカー

(八)其他機關

大凡そ右列擧の如き機關が、それ〴〵役割を演じてゐる。就中最も重要な地歩を占めて居るものは、謂ふまでもなく(一)銀行殊に普通銀行であつた。

併し乍ら、從來自他共に許し、獨專を擅いままにしてゐた普通銀行も、近時即ち彼の昭和二年の金融恐慌を契機として、右機關中その數量的比較に於て、漸次低下傾向を辿りつゝあるの現状で

ある。而しその原因に就ては、種々云ひ得るであらうけれども、直接の動因として休業銀行の續出、随つて一般世人の銀行に對する不安心を掲げねばならない。

茲に必然的結果として、爾餘の機關殊に信託會社、保險會社、郵便貯金、信用組合等の異常なる進展振を現出せしむるに至つたのである。

もちろん其のうち一時的現象のものもないではない。然し諸種の事情より考察して、前述の傾向は今後共認むるを杞憂として斷じ得られまいと思ふ。

然れば私は以下順次普通銀行を對象として、今後の趨向に就き、種々觀點をかへ陳述してみたいと思ふのである。

固より本書は隨章斷節的のものであり、従つて説きて盡し得ざるところ、念じて筆の運ばざりし點、數多くあるを遺憾とするも、

唯だ斯種問題の忽緒に付すべからざるものであることだけは聊か傳へ得たと信する次第である。

第一章 自己資金に就て

第一節 總 說

凡そ銀行には自己資金なるものと外來資金なるものがある。前者は資本金、積立金等であつて、後者は預金である。而して本章に於ては、後者は暫らく措き、主として前者に就て、いさゝか説述してみたいと思ふ。

何れの企業經營に於ても、自己資金なるものは、云ふまでもなく須要不可缺であつて、ヨリ大なるを以つて、安全策とするは極めて當然である。が併し乍ら銀行殊に普通銀行にありては、その本質上、諸産業會社其他の如くには、爾かく要しなくとも何ら差

支なきものである。

固より銀行は信用を第一義とするものなれば、ヨリ大なることは望ましいけれども、その絶對的必要性は業務上や、薄いと云はねばならない。

何故ならば、銀行は反面、預金と謂ふ外來の資金を莫大に抱擁してゐるからであつて、自己資金（殊に拂込済資本金）の預金に對し、比率の如何に低位にあるかに由りて觀ても、其間の消息は想察し得られやう。

蓋し銀行は貸出によりて、其資金を放出し、以つて収益の増大を計るからである。

第二節 資本金

前節に於て私は、銀行の自己資金は必ずしも、その大なるを要

しないと云つたことであるが、併し乍ら、是れは預金銀行主義一般論を、陳べたものであつて、斯くあるべき性質のものとして、云つたまでに止まる、といふことを茲に追記して置きたい。

扱て我が國近時の普通銀行資本金は、昭和二年春の金融恐慌以來、殊に同三年實施の新銀行法と、當局の絶えざる勸奨とに因りて、合併合同の盛行あり、ために漸次その増大を招徠しつゝあるの趨向にある。

もちろん之れは個別的資本金に就てであつて、總資本金に於ては左表に看る如く、却つて漸減の一途を辿つてゐる。この反對現象は一に銀行合同に依る消滅行數の漸増に基因したる必然的結果である。

今左表によりて一瞥すると

我國普通銀行公稱資本金一行平均

公稱資本金	本店數	一行平均 公稱資本金
昭和四年十二月末	二、一七〇、九八六 <small>千圓</small>	八八一
昭和五年六月末	二、一四六、一三〇	八二七
昭和五年十二月末	二、〇三三、七〇四	七八二

等であつて、例へば昭和四年末現在二十一億七千九十八萬六千圓なるに、その翌年末には二十億三千三百七十萬四千圓、即ち一億三千七百二十八萬二千圓の減少である。にも拘らず一行平均は右表に於て明なる如く、却つて漸増しつゝある。

即ち昭和四年末現在一行平均二百四十六萬四千圓なるに、其翌年六月末は二百五十九萬五千圓、同年十二月末には二百六十萬一千圓に増加してゐる。

翻つて之れを數年前と對比するならば、蓋し驚嘆に値するもの

があらう。

試みに掲ぐると次の如くである。

公稱資本金	本店數	一行平均 公稱資本金
大正十三年末	二、四〇五、六八四 <small>千圓</small>	一、六二六
大正十四年末	二、三八六、七六〇	一、五三四
昭和元年末	二、三六一、一九七	一、四一七

前後兩表を比較靜觀することによりて、推知し得られる如く、茲數年間、銀行合同が如何に激しく行はれつゝあつたか、今更乍ら誰しも喫驚するであらうと思ふ。

次に拂込未済資本金は近年合併合同の盛行に伴ひ、漸次減少しつゝある。即ち昭和四年末は七億八千九百八十四萬三千圓、昭和五年六月末は七億六千五百十九萬三千圓、同年十二月末は七億三千七百二十九萬三千圓と逐年減額してゐる。

之れは一に、我國普通銀行資力の充實を物語るものにして、此點洵に悦ばしき傾向である。

而して拂込済資本金の公稱資本金に對する割合を観るに、左表の如く、大體六十四パーセントであつて、他國のそれに比し、強ち劣るとは云へない。殊に所謂五大銀行（三井、住友、第一、三菱、安田）の如きは、平均七十パーセント強を占めてゐる。

我國普通銀行公稱資本金に對する拂込済資本金の割合

	公稱資本金	拂込済資本金	割合
昭和四年十二月末	二、一七〇、九八六 ^{千圓}	一、三八一、一四三 ^{千圓}	六三・六%
昭和五年六月末	二、一四六、一三〇	一、三八〇、九四七	六四・三%
昭和五年十二月末	二、〇三三、七〇四	一、二九六、四一一	六三・八%

右に於て觀らるゝ如く、平均六十四パーセントであつて、その

中には全額拂込済のものも二三ある。例へば、第一銀行（五千七百五十萬圓）、野村銀行（一千萬圓）、鴻池銀行（一千萬圓）等の如き即ちこれである。

翻つて、この拂込済資本金の割合に就て、考察するに、先づ預金銀行の見地からすれば、その比率は敢て大なるを要しない。即ち曩に短言せる如く、公衆から収集したる預金に依りて、貸出を行ひ、以つて其間の利鞘を收得するを主たる業務としてゐるからであつて、預金銀行の典型國と謂はるゝ英國に於て、一般的に高率の配當、例へば五大銀行（パークレイス銀行、ロイズ銀行、ミッドランド銀行、ナショナル・プロヴンシャル銀行、ウエストミンスター銀行）に於て、一割、一割五分、乃至二割の配當を看るが如き、既述の事情を證左するものであらう。

即ちこれは配當すべき對象たる拂込済資本金の公稱資本金に對

し、極めて低位の比率にあるからであると云はれてゐる。

併し乍ら、今一步しりぞいて、之等に關し靜思するに、拂込済資本金の過少なることは、反面未拂込に對し、ヨリ多く將來に於て株主より徵求し得る譯であり、それだけ又堅實性も認識し得られるけれども、之れを實際上より觀るに、萬一の場合、果して多數の株主が完全に拂込を爲すや否や、甚だ疑なきを得ないのである。

現に我が國に於て、果し得なかつた事例も散見してゐる。であるからして必ずしも、預金銀行に於ける拂込済資本金の少額なるを以つて満足すべきではない。英國に於てさえ、既に斯る思想によつて、漸次變化しつゝあるやに思惟される。例へばパークレイス銀行の如き即ちこれである。

次に兼營銀行主義の立場より之れを見ると、拂込済資本金はその本質上、ヨリ多額なるを必要とすること勿論であつて、自己資

金のヨリ大であることを最も希望する。

これは云ふまでもなく、業務上長期的従つて、固定資金を多額に放出するからである。而して我が國普通銀行のそれに就て觀察を試みるに、後述するであらう如く、その標榜する英國流の預金銀行主義に反し、輒近實際業務上兼營主義的色彩を多分に包藏しつゝあるが故に、拂込済資本金比率のヨリ高きを妥當とする。

然し乍ら我が國は、極めて長期の外來資金（定期預金）を多額に擁してゐることに想到するならば、前述の平均六十四パーセントは蓋し相當遜色なきものと云ひうるであらう。

最後に我が國に於て、近年銀行合同の盛行を見つゝある、その直接根因たる昭和三年より實施の新銀行法中、資本金の制限に關する部分を參考のため摘録すれば次の如くである。

第三條 銀行業ハ 資本金百萬圓以上ノ株式會社ニ非サレハ之ヲ營ムコトヲ得ス但シ勅令

ヲ以テ指定スル地域(註)ニ本店又ハ支店ヲ有スル銀行ノ資本金ハ二百萬圓ヲ下ルコトヲ得ス

前項但書ノ規定ニ依リ地域ノ指定アリタル場合ニ於テ其ノ地域ニ本店又ハ支店ヲ有スル銀行ニシテ資本金二百萬圓未滿ノモノハ指定ノ日ヨリ五年ヲ限り前項但書ノ資本金ニ依ラサルコトヲ得

第四十一條 第三十九條第二項ノ銀行ノ資本金ニ付テハ施行後五年ヲ限り第三條第一項本文ノ規定ヲ適用セス第三十九條第二項ノ銀行ノ合併ニ因リテ設立シタル銀行ノ資本金ニ付亦同シ

命令ヲ以テ定ムル人口一萬未滿ノ地ニ本法施行ノ際現ニ本店ヲ有スル銀行ニ付テハ第三條第一項本文ノ規定ヲ適用セス但シ其資本金ハ本法施行後五年内ニ五十萬圓以上ト爲スコトヲ要ス

(註) 東京市、大阪市、

舊法に於ては資本金額ノ制限に就て、何等規定なく唯當局の内規として、之れを實行してゐたものであるが、然しこれは新規免

許に對する方針であつて、既設銀行を如何とも爲すことは出來得ない。故に弱少銀行の堅實を計る目的に對して積極的に出づる能はざるの憾があつた。

ために右新銀行法に於て、觀取される如く、同法は土地の廣狹に依り、資本金の最低額を規定したるもので即ち

- 一、東京市、大阪市に本店又は支店を有するもの 二百萬圓以上
- 二、其他は 一百萬圓以上
- 三、但し人口一萬未滿の地に現に本店を有するもの 五十萬圓以上

であつて、昭和三年より一般に百萬圓以上の株式會社に非らざれば、之れを營むことを得なくなつた。唯人口一萬未滿の地に於て、本店を有する既設銀行に限り五十萬圓以上となすことを得る。従つて新設の場合には百萬圓以上たること勿論である。

而して右各最低額に就ては同法施行後五年間の猶豫を與えてゐ

るからして、無資格銀行は昭和七年末迄に右規定内に増資しなければならぬのである。

第三節 積立金

積立金は銀行營業上に於て、貸倒、滞貸金、所有々價證券の値下、其他損失等ありたる場合、之等を填補し、或は株主配當を毎期平均する目的を以つて、期末毎に其利益金より控除し積立つるものである。

而して各銀行に依り、種類名稱には、別段積立金（又は別途積立金）、配當準備積立金（又は配當平均積立金）、退職慰勞準備金（又は行員恩給退職給與基金）、法定準備金（又は法定積立金）等千種萬様であつて、或は此の中、有するものと然らざるものとあり、各自隨意なるも法定積立金に至つては然るを得ない。

即ち銀行法第八條には「銀行ハ資本ノ總額ニ達スル迄ハ利益ヲ配當スル毎ニ準備金トシテ其利益ノ十分ノ一以上ヲ積立ツヘシ」とあるが故に、毎配當期に於て、公稱資本金額に達するまでは、其利益の十分ノ一以上を積立ねばならないのである。

蓋し銀行業の社會に於ける公共性よりして、洵に當然であつて、この一事は會社法第九十四條（註）の規定と異なる所を以つて觀ても明であらう。

（註）、商法第九十四條 會社ハ其資本ノ四分ノ一ニ達スルマテハ利益ヲ配當スル毎ニ準備金トシテ其利益ノ十分ノ一以上ヲ積立ツルコトヲ要ス（以下略）

而してこの積立金は缺損を増補するの外、絶対に之れを費消し得ないものであつて、一般に之れを法定積立金と謂ひ、其他を任意積立金と呼稱してゐる。

銀行に於ける法定準備金の、一般株式會社に於けるそれと比し、

積立率の如何に高きかを以つて看ても、推知し得られる如く、銀行はヨリ大なるを以つて安全とするからして、その多くの銀行は他に殆んど任意の積立金を有してゐる。

今試みに我が國普通銀行の之等諸準備積立金の、拂込済資本金に對する比率を求むると次表の如くである。

	拂込資本金	諸準備積立金	比率
昭和四年十二月末	一、三八一、一四三	六〇三、八五八	四三・七%
昭和五年六月末	一、三八〇、九四七	五九六、八一五	四三・二%
昭和五年十二月末	一、二九六、四一一	五八九、七四〇	四五・五%

之れに依つて觀るに、尙五〇パーセントに満たざるも、他國に比し、我が國の創立淺きに想到するならば、可成努力を拂つてゐることを認め得られるであらう。

次に五大銀行に於ては、大體平均七十四パーセント以上であつて、其中には三井、第一の如く、拂込済資本金を超過せるものもある。即ち昭和六年六月末現在、三井は拂込済六千萬圓に對し、諸準備積立金六千九百一萬七千圓、第一は前者五千七百五十萬圓、後者六千六百十八萬七千圓である。之れを英國の五大銀行、所謂ビッグ・ファイブに對比し、—多額の秘密積立金を擁するとは云へ—そのパーセンテージに於て、毫も劣らないものと私は信ずる。加ふるに近年銀行合同の盛行に隨伴し、益々増加するであらうことは見易き道理である。

終に附言することは、所謂正味身代と債務即ち預金との關係であつて、この比率を掲ぐると左記の通りである。茲に正味身代とは、自己資金換言すれば、前節の資本金と本節に於ける積立金及び利益金との合計であることを追記して置く。

	昭和四年末	昭和五年六月末	昭和五年末
拂込済資本金	一、三八一、一四五 <small>千圓</small>	一、三八〇、九四七 <small>千圓</small>	一、二九六、四一 <small>千圓</small>
諸準備積立金	六〇三、八五八	五九六、八一五	五八九、七四〇
利益金	一二三、六八一	一一三、九二五	一一八、七五九
合計	二、一〇八、六八二	二、〇九一、六八七	二、〇〇四、九一〇
總額金	九、二七六、三〇九	九、〇二六、六一五	八、七二六、八八〇
右兩者比率	四四〇%	四三二%	四三六%

右表に依つて、これを考察するに、大體四〇〇パーセント強であつて、即ち正味身代に對し、總預金が約四倍強ある譯であるが、この程度にては、決して充分とは稱し難いであらう。外國の或る學者は公正なる割合としては、後者の前者に對するに十倍を以つてしてゐる。又これが五倍以下であるとすれば、銀行は利益ある企業たり得ない、けれども一般に八倍位なれば差支なきものと説いてゐるが、我が國の如き、經濟界發展の漸く最近に屬するところ

にあつては、蓋し望み得ないことであらうと思惟される。

然し乍ら、銀行合同に依り、漸次右比率の増大することは明らかであるが、少なくとも五〇〇パーセント（即ち五倍）を維持するに非ざれば、相當大なる収益を擧げることとは困難であらうと思ふ。

第二章 諸金融機關の各預金より觀たる趨勢

第一節 計數的推移

現在我が國の金融市場にあつて、大なり小なりその役割を演じつゝある機關は可成多數ある、就中重きを爲してゐるものに、各種銀行、信託會社、保險會社、大藏省預金部等を擧げることが出来る。而して從來より其中樞を爲してゐるものは、もちろん普通銀行である。

然れども之等の數字的推移を一覽するに、近年著しく漸減の傾向を辿りつゝあることを看取する。今試みに右各機關預金高の比較表を掲ぐると次の如くである。(單位百萬圓)

	昭和二年 六月末	昭和三年 六月末	昭和四年 六月末	昭和五年 六月末	昭和六年 六月末
普通銀行	八、八一	九、〇九二	九、二四四	八、九五五	八、六五〇
特殊銀行	一、七四七	一、七〇一	一、四七四	一、三四五	一、三二六
貯蓄銀行	一、〇一〇	一、一六二	一、三四九	一、四八一	一、六二七
信託會社	五五四	八六七	一、一一八	一、一五五	一、一九一
郵便貯金	一、四八二	一、六八九	一、九一八	二、二五一	二、五三六
總計	一三、六〇三	一四、五一〇	一五、一〇四	一五、一八六	一五、三三〇

同右百分比率%

	昭和二年 六月末	昭和三年 六月末	昭和四年 六月末	昭和五年 六月末	昭和六年 六月末
普通銀行	六〇・七	六三・六	六二・〇	五八・九	五九・四
特殊銀行	一二・五	一二・三	九・六	八・八	八・六
貯蓄銀行	七・四	八・〇	八・九	九・五	一〇・三
信託會社	四・〇	六・一	七・四	七・六	七・七
郵便貯金	一〇・九	一二・二	一二・七	一四・八	一六・四
總計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

即ち普通銀行總預金昭和二年六月末現在約八十八億一千百萬圓のもの、昭和六年同月末には八十六億六千五百萬圓即ち一億六千百萬圓の減少である。而してその減少振を百分比に依つて見ると、昭

和二年六月末六五・七七パーセントのものが六一・六六%、六一・二〇%、五八・九七%、五六・四三%となつてゐる。右期間中に於て金額増加せる場合もあるけれども、その相對に於て割合は漸減してゐる。

之れに反し、貯蓄銀行、信託會社、郵便貯金等にあつては右表の如く漸増の一途にある。殊に郵便貯金の如き、右五年間に於て倍額に等しい激増振である。即ち昭和二年六月末十四億八千二百萬圓なるに、同六年同月末には二十五億三千六百萬圓に達してゐる。

第二節 普通銀行地位の低下傾向

斯の如く金融機關中王位を占めてゐた普通銀行も、他の機關に依つて漸次浸蝕されるに至りつゝ、あり、金高に於て斷然優位にあ

るとは謂え決して晏如たり得ないものがある。

而してこの割合低下傾向の特に著しく顯はれ來つたのは、昭和二年の金融恐慌以來のことである。

もちろん大正十二年一月より實施の現行信託法及信託業法制定されし後、普通銀行預金の信託會社へ移行するもの尠なしとせざるも、既述の一般的顯著なる變化はこの金融恐慌を契機として、生起したるものであることは明かである。

即ち休業銀行類出に伴ふ預金者の不安、預金利息採算上に依る預金の移動其他の事情に因つて、右の現象を招來したものであると思惟される。併し乍ら元來利殖資金なるものは、其の時の金融狀勢に支配されること最も大であるが故に、僅少の移動は免れえないけれども、大體に於て前述普通銀行預金のパーセンテージ低下は今後の趨向と思考する。

尤も個別的に觀れば一部大銀行漸増の傾向あるも、大多數の中
小銀行は現狀維持さへ至難であると思ふ。

右既述の事情は預金に就ての一例なるも、今後益々信託會社、
保險會社、預金部（郵便貯金）、貯蓄銀行等の進出に依つて普通銀
行の金融市場に占むる地位は相當脅かされるものと覺悟せねばな
らぬ。而して従前の如く獨擅場は最早趨勢として許されない。此點
今後大いに考慮すべき要ありと信ずる。

第三章 普通銀行現狀の綜觀

第一節 銀行の合同

我が國の普通銀行も外的事情に依つて、愈々昭和七年末迄に合併
合同或は解散を餘儀なくしなければならぬ運命の下に置かれて
あるものが極めて多數ある。その外的事情とは、云ふまでもなく昭
和二年三月發布同三年より實施の新銀行法のことであつて即ち該
法に由れば東京市、大阪市に本支店を有するものは資本金二百萬
圓以上、人口一萬未滿の地に現在本店を有するものは五十萬圓以
上にして其他は百萬圓以上に限定され、尙ほ株式會社に非ざれば
之れを許さざることになつて居る。然し之れに抵觸する銀行は向ふ
五箇年間即ち昭和七年末まで延期することを得るとしてある。而

して現在に於て、右に反する即ち所謂無資格銀行は約二百行であつて、單獨増資の認められたるものは、唯々清洲銀行、山城八幡銀行、柏原銀行、共同野村銀行、百二十八銀行の僅か五行のみであると仄聞してゐる。この單獨増資は、原則として認めざる當局の方針ではあるが、右五行は嚴密なる調査の結果容認されたもので、其他は昭和七年末までに、合同か又は解散か、何れにしても、其の身の振り方を定めなければならぬ焦眉の急點に、逢着してゐる譯であつて、是れは實際上、仲々至難の業であらうことは、極めて容易に想察し得られるところである。

第二節 預金の 大銀行集中

鑿つて、我が國普通銀行數を觀るに、現在大體七百行にして、之れを昭和元年の約千四百行に對比すれば、二分の一の激減であ

つて其間如何に銀行合同が盛行であつたか窺知するに難くないであらう。而して右の必然的結果として、茲に資本金及び積立金の増大を招來し、延いては預金漸増の傾向を示しつゝある。殊に預金に於ては昭和二年春の金融恐慌を契機として、大銀行集中の趨勢著大であることを、見逃してはならない。次に公稱資本金の一行平均を求むると、昭和四年末は二百四十六萬四千圓、同五年六月末は二百五十九萬五千圓であつて、同十二月末は二百六十萬圓である。右の如く逐年増額の一途を辿つてゐる。

而して、これを數年前例へば、大正十四年末の百五十六萬六千圓と比較するならば、蓋し驚嘆に値するものがあると思ふ。

今一步退いて、前述大銀行の預金集中の顯著なる事實としての割合を表示すれば次の通りである。(各總預金)

十三大銀行

全國普通銀行

十三大銀行ノ
占ムル割合

昭和四年末	五、〇三八、八六三 ^{千圓}	九、二一三、一一七 ^{千圓}	五四・七%
昭和五年末	四、九七九、一〇一	八、六五八、五三九	五七・五%
昭和六年六月末	五、一五一、二二三	八、六五〇、二二七	五九・六%

茲に十三大銀行とは、三井、住友、第一、三菱、安田、三十四、山口、川崎第百、鴻池、野村、愛知、名古屋、明治の各行を總稱するものであつて、大體總預金一億圓以上を有することを標準としてゐる。右によつて看取される如く全國普通銀行總預金において、十三大銀行の、その占むる割合は、昭和四年末に五十四・七パーセント五年末に五十七・五パーセント昨年六月末には五十九・六パーセントと漸次その比率は増加してゐる。右の平均は五十七・三パーセントであつて、すなはち五割七分強である。斯の如く、唯だ十三行でもつて、全國約七百行總預金の過半數を包擁してゐる譯で、此の現象は、這般の金融恐慌以來の特筆大書すべき事柄である。

第三節 各種預金高の割合

併しながら之れを、預金銀行の典型國と謂はる、英國に比較すれば、まだまだ遠く及ばざるところである。

次に全國普通銀行における、各種預金高を一瞥するに、昭和六年上半期末現在總預金八十六億五千二十二萬七千圓中、定期預金四十九億九千九百九十九萬三千圓、特別當座預金十七億八千五百五萬三千圓、當座預金十億五千四百六十七萬六千圓、通知預金五億三千六百二十一萬圓、其他預金二億七千四百二十九萬五千圓であつて、其割合を百分比にて掲ぐると、定期五十八、特別當座二十一、當座十二、通知六其他三と云ふ比率である。而して、時に消長は

あるも右の割合は大體變りはない、唯この中、定期預金のみは稍漸増の傾向にあるやうである。之れに依つて觀るに、長期預金が極めて巨額にして、總預金の過半數を擁してゐることが分る。當座預金の如く、經濟社會に於て最も重要なる役割を演ずる短期預金は、たゞ一割強に過ぎない。

預金銀行を標榜する、わが普通銀行に於てこれはいさゝか矛盾の感なきを得ないのであつて此點が預金銀行の行つまりを生ずる少くとも、一大根因ではないかと私は思考する。と云ふのは元來預金銀行の本質として、短期の預金に依つて、短期の商業資金を供給するものなるにも拘らず、事實上これを爲さんとしても、全く然るを得ない現状であるからである。而して右の一因子と見なすべきものは、我が國の預金が一般に高利であるが爲めであつて、又それだけ資金放出の範圍を自ら狭小ならしめてゐるのである。レ

第四節 各種預金の利率

前述の如く、何故に、我が國に於ては、六箇月、一箇年と云ふ長期の定期預金が、總預金中優然過半數を占むるに至つたかと云ふにその原因には種々あるであらうけれども、一大誘因は我が國に經濟思想の乏しかつたこと、従つて放資觀念の缺除してゐたことが、なんといつてもその最たるものであつたのは、否めない事實である。これがため、一般人は放資知識を要せざる最も素朴的な定期預金に依據せざるを得ない譯であつて、漸次該預金が今日の發達を見るに至りしものと思ふのである。預金銀行において定期預金の發達は、蓋し右主義と相容れざる性質のもので、全く之を變則的といはねばならないのである。

事情斯の如くであるから、必然預金利率も他國に比し、極めて

高い。然し各地によつて異なるを以つて、一律には述べ難いけれども今標準的といふべき東京、大阪兩預金協定組合銀行の昭和六年十二月十四日より改定實施されてゐる利率を看るに

	甲種	乙種
定期預金	年利四分七厘以下	五分二厘以下
當座預金	日歩三厘以下	日歩四厘以下
特別當座預金	日歩八厘以下	日歩一錢以下
通知預金	日歩九厘以下	日歩一錢以下

であつて、定期預金の如きは日歩一錢四厘強である。而してこれ等を既述の、各種預金の計數的比率に對照するならば、預金利率の高きもの種、その占むる割合は大である。即ち利率に併行的であることが看取される。

かかるが故に、一般資金原價は當然高からざるを得ない。之れに



反して、貸出利率も比例的に漸騰するとは謂へ、その歩みは十二等分でありえない。茲に於て我が國普通銀行の資金放出の源泉は殆ど極めて原價の高きものより成つてゐることが判知される次第である。

第五節 各種貸出金高の比率

次に右資金放出業務たる貸出に就き、若干述てみたいと思ふ。先づ第一我が普通銀行に於ける各種貸出金の割合を瞥見せんに、昭和六年上半期末現在總貸出金六十五億六千二百六萬九千圓中、手形貸付四十億一千七百七十三萬五千圓、證書貸付十一億一千一百三十二萬三千圓、當座貸越八億四千二百七十七萬五千圓、割引手形五億九千八十三萬六千圓であつて、その總貸出金に對する各種別の百分比を求むると手形貸付六十一、證書貸付十七、當座貸越十三、

割引手形九といふ割合である。即ち、是れによつて觀ると、手形貸付、證書貸付等長期の貸金を極めて巨額に擁してゐることがうなづかれるのであつて、全く絶對的と云つていゝまでに占めてゐる。商業金融たる割引手形の如きは九分といふ二階から眼藥程の僅少さである。當座貸越においてさへ漸く一割三分の割合である。商業銀行（預金銀行）としては、内容上稍背馳してゐるものと云ひ得られやう。而して、この原因に就ては、曩に短言したところによつて充分推測されるから茲に敢て再言の贅は要しないと思はれる。然し強ひて煩を犯すならば、一に經濟社會の發達のおくれたる長期預金の巨額なる存在と、従つて放出資金原價高に依存するが爲であると云つて、敢て過言にあらざることと思ふ。

これは兎もあれ、我が國普通銀行に於ける商業金融の過少なることは最も注目し値する點である。

次に右諸貸出に對する擔保種別を走覽するに、大體、有價證券三分ノ一弱、不動産三分ノ一強、無擔保三分ノ一の割合であるけれども、なほ之れを精細に調べると不動産擔保の極めて、大なる割合を占めてゐることを發見するのであつて、殊に地方銀行に於てその感を深うする。

第六節 結 言

上來縷述せるところに由つて、之れを綜觀するに、我が普通銀行は、もと英國の預金銀行主義を範として、之れを標榜し來つたものである。

にも拘らず、その實際の業態を看るに、既述せる如く、全く之れに背反してゐる箇所を多分に有してゐる。ことに元來、手許準備用として、僅かに所有してゐた有價證券が、近時著しく投資的目

的に化しつつある傾向を認むるに至つて益々右主義の轉換を確認せざるを得ない次第である。即ち、昭和元年末總預金に對する所有價證券の割合は、約二十四パーセントなるに、昭和五年末においては約三十六パーセントに増加してゐる。これを全國主要都市（各手形交換所所在地）について看るに、昭和元年約三十五パーセントのものが、昭和五年末には約五十三パーセントに激増してゐる。次に、六大都市にあつては、約五十六パーセントの極めて大なる割合を占めてゐるのである。而して、右所有價證券中、その内容を觀察するに、昭和五年末において、株券一〇・五二、社債三六・四九、公債五二・九八といふ割合であつて即ち第一公債、第二社債、第三株券の順位である。けれども、之等を年次的にみるならば公債、株券は各漸減の一途にあるにも拘らず社債にあつては、逐年増加の一方である。是れ一に普通銀行が産業金融

に進みつつある事實を示すものであらう。かかる傾向の一因は我國が國情の適否を考慮せずして無批判的に、最も經濟の發達せる、英國の預金銀行を模倣したからであると、少くとも私はかく信ずるものである。であるから、もともと我が普通銀行は、英國流の預金銀行と云つても、その實は預金銀行ではないのである。即ち似て非なるものに化してゐる。このことは我が國は預金銀行と云はずして、たとへ習慣上とは云へ一般に普通銀行と云つてゐるに徴して觀ても、領かれるのである。ともあれ、近時我國普通銀行は預金銀行主義の轉換を、意識的あるいは無意識的に、生じつつあるは、否定することの出來得ない事實である。昭和二年金融恐慌殊に新銀行法實施以來當局の絶えざる慫慂もあつて、銀行合同の盛行あり、ために昭和七年末迄には行數約五百行となるであらう。而して當局の希望もあつて、地方的合同が著しく又現在において

は、新資本金の如き、その多くは、銀行法に觸れざる範圍のものを觀る有様であるから、従つて、所謂「團栗の背くらべ」であるがため、相當競合することであらうと思はれる。之れに由つて是れを觀るに、我が國普通銀行は自己資金も他國の預金銀行に比し、相當充實して居り且外來資金たる預金においても長期預金を總預金中巨額に擁するを以つて、今後の我が國普通銀行は、預金銀行主義、兼營銀行主義の何れにも偏せずその中間を進む事が、最も妥當なる針路であると私は確信する次第であり且つそれが今後の動向であらうことを念じつつ筆を次章に移す。

第四章 預金業務より觀たる不振打開策

第一節 銀行不振の根因

嘗て私は銀行の當座預金は、計數的地位は各種預金中極めて低位にあるも、社會的には如何に重要な職能を竭しつつあるかに就て、若干管見を述べたことであるが、(拙著「銀行内合理化の研究」一三三頁参照) 翻つて惟ふに銀行業務中否經濟社會にあつて、其の機能は如何程須要不可缺のものなるにせよ、該業務の依然として些の發展擴張の看るべきものなきは、我が普通銀行にとりて洵に遺憾である。

元來我が國の普通銀行は、預金銀行主義の典型國たる英國にその範を採り、爾來預金銀行として右主義を奉じつつあるものと自

他共に認めてゐる。併し乍らその内容の實際に至りては極めて似て非なるものに化してゐる。

彼我相違の最も大なるものとしては——各自特殊の事情に因ることあるも——預金業務に於て、我が國は定期預金の如き比較的長期の預金を總預金中過半数擁してゐるに反し、英國に於ては當座預金の如き要求拂預金を大半有し、之れに専ら主力を集中してゐるが如き、其の一例である。

これには幾多の理由も存在するが、茲には暫らく措き、之れを要するに我が國にありて、定期預金の如き預金が總預金中大部を占めてゐることは商業銀行として、いさゝか矛盾の感が性質上あるやに思惟される。

茲に第一我が國普通銀行不振の胚種が横たはつてゐるのである。蓋し我が國の現状の如く、定期預金偏重觀念の結果するものは、

預金コストの漸騰にして、必然的収益減少の外何物でもあり得ないからである。

第二節 定期預金偏重と放資知識の缺除

定期預金は各種預金中最も重要な地位にあり、預金吸収と謂へば、殆んど該預金に向けられる事實によつて觀ても、如何に銀行が之れに主力を傾注しつつかあるか推知し得られやう。今之れを實證するため、次表に一瞥を與へることとする。

	定期預金	總預金	總預金ニ對スル割合
昭和五年 六月末	五、〇九五、八三七 <small>千圓</small>	八、九五四、六五九 <small>千圓</small>	五七%
昭和五年 十二月末	四、九六二、九二五	八、六五八、五三九	五七%
昭和六年 六月末	四、九九九、九九三	八、六五〇、二二七	五八%

右に於て看らるる如く、各種預金中斷然優位にある。例へば昭

和六年六月末現在總預金八十六億五千二十二萬七千圓中定期預金四十九億九千九百九十九萬三千圓であつて、その占むる割合は實に五十八パーセントである。

而して之れを第二位である特別當座預金の同年同月末の比率二十一パーセントに比較するならば、其處に三十七パーセントの大差を見出すであらう。

斯の如く、次位たる特別當座預金を以つてして、尙二倍半強の金高を占めてゐることが分かる。

近年大銀行の預金集中傾向の顯著なる折柄、本預金のパーセンテージは益々強められつつある。試みに五大銀行に於ける百分比を掲ぐると次の如くである。

我國五大銀行總預金に於ける定期預金の割合

五大銀行定期預金

五大銀行總預金

百分比

昭和四年十二月末	一、九二九、〇〇一 ^{千圓}	三、二〇九、五八〇 ^{千圓}	六〇・〇%
昭和五年六月末	一、九二五、七五六	三、一八四、四一二	六〇・五%
昭和五年十二月末	一、九六四、〇三一	三、一六九、九八一	六一・〇%
昭和六年六月末	二、〇二九、六四九	三、三一〇、九一四	六一・二%

即ち昭和六年六月末總預金三十三億一千九十一萬四千圓中、定期預金は二十億二千九百六十四萬九千圓であつて、前者に對する比率は實に六十一・二パーセントである。

而してこの比率は右表に明なる如く、漸増の傾向にある。次に第二位の特別當座預金のそれと對比し、前述に於ける比率の差と計量を試み、如何に定期預金の逐年増加しつつあるかを示すため、左表を掲ぐると

昭和四年十二月末	五大銀行特別當座預金	同總預金	百分比
五九六、五六九 ^{千圓}		三、二〇九、五八〇 ^{千圓}	一八・五%

昭和五年六月末	五八二、六六五	三、一八四、四二二	一八・二%
昭和五年十二月末	五八九、九三九	三、一六九、九八一	一八・五%
昭和六年六月末	五九三、六一六	三、三一〇、九二四	一八・〇%

等であつて、即ち昭和六年六月末現在總預金中占むる割合は大體一八パーセントであるから、その差は四三・二パーセントである。即ち特別當座預金の約三倍半に當るを以つて、差引一倍の増加である。

右の如く、定期預金は大銀行に於て愈々比率の増大を示しつつあるの現状である。

由來我が國普通銀行は、預金銀行主義を標榜し來りたるにも拘らず、斯く其の性質に反する長期の定期預金を總預金中巨額に擁するに至りたる所以のものは、一にして足らずと雖も、一般人の經濟思想の未發達、例へば放資智識の缺乏の如き、又右主義の我

が國情に適せざるにあることは、否めない事實である。

茲に必然的結果として、變則的なる定期預金の發達を見るに至つたものであると思惟される。

而して利率は其の性質上、各種預金中最高率にあるは、極めて當然なるも、之れがため資金コストを高からしめ、延いては反面貸出利率を一般的に昇騰するの止むを得ざらしむる事情の許に置いてある。

試みに東京大阪兩預金協定組合銀行の現行利率を示せば、昭和六年十二月十四日實施即ち甲種年利四分七厘以下、乙種年利五分二厘以下であつて、之れを日歩に換算すれば、前者約一錢三厘、後一錢四厘強となる。大都市にして、斯の如きであるから、其他地方に至れば、日歩二錢に近きものも少なくないのである。

斯の如く我が國普通銀行の定期預金は、極めて高率であるから、

必然的に、反面貸出利率の騰貴を招徠し、延いては益々資金放出の範圍を狭小ならしめてある現情である。

第三節 銀行の自覺

前節に於て、私は我が國の預金が定期預金中心になりたる原因として、一般人の放資智識の缺乏を掲げたことであるが、一步しりぞいて想ふに、今一つ重大原因が残されてあるやに思はれる。それは外でもない。銀行側の問題であつて、即ち從來普通銀行自體の業務發展策として、且つは銀行の社會公益性を認識し、因つて以つて諸取引をして銀行を利用せしむべく、銀行取引の普及に努めることを全く忘れ否怠りたりしに依れること之れである。これは間違のない事實である。であるから預金業務に於ける變則的發達定期預金中心の原因に就ては、兩者側共にその責が伏在して

ゐたのではあるまいか、と少くとも私はかく思惟するものである。とまれ我が國普通銀行の預金業務の如く、長期預金従つて高利の定期預金が、總預金中過半数占めてゐるところに於ては、行詰を生じ易く且又利益減少を伴ふことは自明の理であつて、況してやこれが商業銀行に於ておやである。近時我が普通銀行が依然として外面預金銀行主義を標榜して居り乍ら、その實際にありては、經營主義に或る轉換の傾向を認めつつあるは、動かすことの出來得ない事實であつて、その原因たるや、一にしてたらずと雖も、主として前述の事柄に由りたるものと謂ひ得られやう。

第四節 不振打開方策

我が國現時の銀行界不振の原因には種々ありて、今到底本節にてはつくし得ないけれども、その原因の一として定期預金中心政

策を數ふるに、既に繰述の事情に依りて、なんら誤りはないであらう。

されば私は我が普通銀行行詰打開の一方策として、左に卑見を開陳してみたいと思ふ。

即ちそれには先づ從來の定期預金偏重の觀念を廢し、併せて當座預金取引範圍の擴張に極力努めることである。我が國の定期預金の異狀に發達した理由に就いては、曩に短言したところであるが、然し今日に於ては事情が一變してゐる。一般人の經濟思想も進むのである。銀行自身もはや定期預金にのみ依倚すべき時ではない。銀行本然の業務たる當座預金取引をして旺盛ならしむべく、積極的に努力するの時機である。

斯くすることに因りて、必然的に資金コストの低下量の増大を誘致し、従つて資金運用の範圍は擴大されることとなるであらう。

この事情に就ては、英國の銀行業を一瞥すれば直ちに首肯されるであらうと思ふ。

近來我が國銀行に於ける支拂準備目的としての所有公社債類は漸次投資目的に轉換しつつあるやに思惟されるも、高利の而も總預金の大部分を占むる定期預金を資金としてあてがう以上は、其の時の事情例へば利廻の如きに直ちに支配され、大した期待もかけ得られないであらう。

第五節 其の具體的方法

然らば當座預金取引先範圍擴張策の具體的方法は如何。即ち該取引の普及に全力を注ぎ、而して之れに當る行員には自行の責任者を以つてすることである。

元來當座取引は他の預金取引と異り、稍恒久的に而も最も親密

に取引をなすものなれば、其の人を識ること深きものがなければならぬ。定期預金其他の預金の如く、未知のものにても何等差支なき取引とその性質を異にしてゐる。これには絶対のコンプライデンスが必要である。

取引先如何に依つては、其銀行をして一敗地に塗れしめぬとも保し難い。何故なれば當座取引たる、その反面に必ず影の形に伴ふ如く貸金取引が存在してゐるからであつて、之れが爲め從來銀行もみだりに當座取引を開始し得ないのである。

併し乍らこの故に右取引に對し銀行が茫然拱手消極的に甘んずる理由は毫も無いと思ふ。斯の如くんば恰も自己の無能を肯定するに等しいものと謂はれ、一言も發し得ないであらう。

私は現在の取引状態に満足せず、舊取引先にありては、ヨリ旺盛なることを懇望し、新開拓地を目ざしては、信用調査によつて、

可能なる限り新規取引關係を締結すべく自行の有力者（代表者或は責任者）をして一意猛進せしめむことを強調したい。

今日銀行の外交員或は顧客係員なるものを見るに、若年者を極めて多く之れに當らしめてゐるやに思考される、甚だしきは年齢未だ二十五歳にも満たざる白面の學生上りを任命してゐる向も多し多あるやうである。斯の如き有様では到底新規開拓など、その自覺をすら望むべくもない。否却つて反對の現象をもたらすに或は近いであらう。

であるから銀行の外交員、顧客係員、或は取引先係員には老巧の士を任命すべきであるが、出來得れば一行の代表者にして右の士をこれに當らしむることである。例へば支配人代理、或は支店長代理の如き即ち之れである。如何に經驗深き練達の士なればとて、一介の而も責任者にあらざる行員とすれば、相手をして輕ん

せしめ、延いてはその銀行に悪感情を抱き不首尾に終るやも計られない。

第六節 結 語

ともあれ私は銀行に於ける顧客係或は取引先係員には相當年輩者にして而もこれに或る程度の自由裁量の決定權を持たしめることを切望する。左なくば右係員は銀行の代辯者以上何物でもあり得ない、恰も世人の保險勸誘員に對するが如き有様に化するであらう。當座取引には必ず貸金關係も相伴ふからして、割引レート

の決定權の如き最も必要である。
以上縷述せるところに依りて明かなる如く、心氣一變當座取引範圍の擴張及び舊取引の旺盛に就て全行一致、即ち陸力協心脈絡貫通以つて低利預金の開發に突進するならば現時銀行不振の諸原

因の一は期せずして除去されるであらうと私は思ふ。

終に敢て煩犯し私見を要約すれば左記の如くである。

- 一、從來の定期預金偏重觀念を廢すること。
- 一、當座預金取引範圍の擴大に努むること。
- 一、この衝に當る所謂取引先係員には若年者及平行員を全廢し相當なる責任者を任命すること。(苟も自行を代表する者)

右の如くすること因つて、低利預金量の増大を計れば、延いては資金運用の範圍もより擴くなり、漸次的に局面も打開されることと信ずる。もとより本章は所謂高等政策ではない、實務上の見地に於ける消極的一方策に過ぎざるも、必ずや効果的であると、少くとも、私はかく信ずる次第である。

第五章 定期預金の信託預金への移行問題

第一節 緒言

前章に於て、私は我が普通銀行の定期預金偏重主義に就き、若干述べたことであるが、其の中心たる定期預金も、信託會社勃興に伴ひ、その勢からざる部分が金銭信託に移行するに至り、茲に兩者の種々なる難問題が生起したのである。殊に先年金融制度調査會に於て、右問題に關し、第一銀行の佐々木勇之助氏と三井信託の米山梅吉氏との間に激しき論争を生じたることは、少しく關心ある讀者諸賢には今なほ御記憶の事と思ふ。而して今日に於ては、右問題は最早論じ竭され、稍小康にあつていささか六菴十菊の感もないではないけれども、今後經濟界の活氣を呈するに至れば、必ず此の問題再燃することは極めて明白である。

即ち我が普通銀行に於ける今後に残された問題の一たるを失はぬ、故に私は該問題に就き、一應考察するも強ち徒爾ではないと思ふ。

第二節 本邦信託會社の特殊性

今日の如き我が國信託會社は、大正十二年一月より實施の信託法及び信託業法に依つて確立され、現在に於て總資本金二億九千三百五十萬圓、其數三十七社に及んでゐる。

固より從來信託會社もあつたけれども、業務廣汎にして、その法規も充分でなかつたため、之等を唯確然となさしめたものである。

而して此の信託會社の中心業務は左表に觀る如く、金銭信託即

ち所謂信託預金であつて、歐米のそれと餘程趣を異にしてゐるこ
とが窺知されるのである。

今試みに信託勘定の主要なる科目を掲ぐるに次の如くである。

信託勘定主要科目の計數的比較

	昭和元年末	昭和二年末	昭和三年末	昭和四年末	昭和五年末
金 錢 信 託	411,000 <small>千圓</small>	681,731 <small>千圓</small>	1,003,784 <small>千圓</small>	1,268,840 <small>千圓</small>	2,175,141 <small>千圓</small>
金 錢 信 託 以 外 ノ 金 錢 信 託	17,199	16,309	16,018	14,861	6,933
有 價 證 券 ノ 信 託	110,035	256,645	197,482	197,664	197,055
金 錢 債 權 ノ 信 託	43,177	47,701	26,095	28,233	15,608
總 計	633,407	988,686	1,268,000	1,536,366	2,491,548

即ち右表一瞥に依つて、容易に看取される如く、斷然金錢信託
が優位であつて而も漸増の傾向極めて著しきものがある。

例へば、昭和元年末現在信託勘定總額六億三千三百四十萬餘圓
中、四億二千三百餘萬圓であつて、昭和五年末には十四億二千百四

十五萬餘圓中、十一億七千三百十四萬餘圓に達してゐる。その間
實に七億五千萬圓の激増振を示してゐる。

而して總額に於て占むるその割合は前者約六十七パーセント、
後約八十三パーセントである。

斯の如く、我が信託會社は金錢信託をその主要業務として發達
したるものであつて、我が國獨特の遺方である。各自國情を異に
してゐるから、その赴くところ必ずしも同一とは云はれぬのであ
つて、英國に於ては信託本然の業務に於て發達し、米國にあつて
は銀行業兼營のところからして二體同心的に至り、現在の如く米
國特異の發達を爲すに到つたものである。

然らば我が國は何が故に、斯く金錢信託に集注し來つたもので
ある乎。以下次節に於て其の理由を述べてみたい。

第三節 金銭信託偏重の原因

元來信託業務には固有業務と附隨業務とある。而して信託會社の本質は固有信託業務に在る譯であつて、其の業務を同法によつて分類すれば大體

- (イ) 金 錢 信 託
 - (ロ) 金銭信託以外の金銭信託
 - (ハ) 有價證券の信託
 - (ニ) 金銭債權の信託
 - (ホ) 動産の信託
 - (ヘ) 土地及其定着物信託
 - (ト) 地上權の信託
 - (チ) 土地及賃借權の信託
- 等である。

然るに右のうち(イ)金銭信託のみが中心として急激なる發展を遂ぐるに至つた所以のものは、そも奈邊にあるかと謂ふに、之れには種々の理由が伏在するけれども、今主要なる點を列擧すれば次の如きものである。

- (一) 銀行預金利率との關係
- (二) 優良なる投資物稀少
- (三) 休業銀行の續出
- (四) 共同計算運用のため
- (五) 信託思想の普及關係

以上の五つが最も重大なる原因であつて、順次之等に就き概述するであらう。

(一) 銀行に於ける預金利率と云つても、信託預金に類似の定期預金利率を對象としての問題であることは勿論である。而しても

と銀行預金利率は大體の標準あるも各銀行によつて異り殊に大口預金に對して可成高率の利息を附してゐたものであつて、現在に於けるが如き嚴格なる協定はなく唯申合せ程度に過ぎなかつたのである。

然るに大正七年末に於て、極めて嚴格なる預金協定を設くるに當り、金額多少に拘らず同一率に利息を附することとなつた（甲種乙種區別により）。其間違反する向も無いではなかつたけれども、現在に於ては之等違反者に對し相當の制裁を加ふるに至り、只今は遵守されてゐる。

斯の如く銀行預金の利率は協定に依つて劃一的になりし爲め、定期預金と性質を同じふする金銭信託に、定期預金が漸次移行するに至つたのである。と云ふ理由は後者より前者即ち金銭信託の収益配當率が概して高率にあるからであつて、少くとも五厘以上

の開きはあると思ふ。

(二) 次は歐米先進國に比し、我が國は經濟思想未だ一般的に幼稚の域を脱し得ない、従つて其の施設の如きもおくれてをり、必然投資物件としての信託財産となるべき有價證券類が極めて少ない。之れが最も容易なる金銭信託に偏重されし一原因である。

(三) 第三の原因としては休業銀行の續出である。即ち昭和二年春の金融恐慌以來頻出する中小銀行の休業に伴ふ一般人氣不安のため、漸次銀行預金より信託預金へと移行したことは明白なる事實である。

而して信託預金には金額、期間の制限あるも、大體に於て之等預金は主として利殖目的であるが故に、預金引出額の一部を除く外はいきおい信託にはしりしものと思ふ。

とまれ其の根底に横たはるものは、一に中小銀行の信用上に於

ける一般人の疑惑心であつて、之れが爲め有力信託會社の金銭信託と變じたものと信ずる。三菱信託に於ては何等宣傳を要せずして開店間もなく一億圓近くの金銭信託を觀たとのことであるが、蓋し著者の如く恐慌當時銀行に於て其の衝に當つてゐた者は殊に其間の消息に就て痛感した次第である。

(四) 元來帝國議會に提案された信託會社特設理由の一は、従前漠然たりし信託觀念を明確に即ち銀行預金と信託會社に於ける金銭信託との性質上の區別を確然ならしめたと云ふのであつたけれども、右信託を共同計算の許に運用しうることになつてゐるから、結局その實質上に於ては何等定期預金と異ならないと云はねばならぬ。此點が根本原因である。

(五) 我が國に於ける經濟思想の歐米のそれに比し遅れてゐることには就ては曩に短言した處であるが、殊に近年擡頭せし信託會社

の日尙淺きが故に、従つて信託思想の如き、その最たるものであつて相當なる人物にして尙且つ信託の何たるやを眞に理解せざるものも尠からずある。

加ふるに數に於て本店數三十七社、支店數十五と云ふ少數なる爲め、その思想に於ても普及と云ふことに就ては相當長年月を要すること、思ふ。

事情かくの如き次第であるから信託本然の業務より、寧ろ素朴的と思惟される金銭信託を偏重せしものと信ずる。他言すれば信託會社の眞實なる利用方法を充分知らぬ爲であるとも謂える。

而して又信託會社の妙味も之れ以外にあるのであつて、金銭信託の如きは最も單純なる投資方法にして又それだけ容易に發展し得た譯である。

以上縷述せし諸種の事情に依つて、金銭信託が必然的に中心業

務となるに至つたものと私は信ずる。

第四節 兩者間の差異

扱て最後に残された問題は、普通銀行に於ける定期預金と信託預金との競合に就ての將來に關することである。即ち將來この二者は果して兩立し得られる哉否や、或は今後如何に進出するを可とする哉否やに就て、以下該問題に付き若干管見してみたいと思ふ。

抑金錢信託預金は、普通銀行の立場より觀れば恰も預金銀行を増設したと同一の結果になり、他面中小銀行を壓迫例へば預金收集難の如き、いやが上にも助長せしむることになつたのである。尤も信託會社に對しハンディキャップとも見るべき制限がないでもない。即ち金錢信託に於ては一口金額五百圓、期間二箇年以上の

ものに非ざれば受託され得ないことになつてゐる。而もその収益配當利率の如き、最低利廻は（五分五厘迄の）保證し得られるけれども、それ以上は出來ない。唯何分何厘見込と公表するもこれは確定的のものではない。（實際は見込利率を支拂つて居る）

之れに反し定期預金にあつては、組合銀行規約に依つて六箇月、一箇年の預入期間及び協定利率の制限あるも其他に就ては制限なく、而も利率の如きは確定的である。

併し乍ら預金目的の上よりして右の區別は大した影響を見ない。然るが故に高利廻の金錢信託に移行するは蓋し當然の數と云へやう。

茲に於てか定期預金、信託預金の競合問題が生じ來つたのである。

第五節 兩者の競合對策

(一) 今問題の焦點を考察するに、元來普通銀行と信託會社は其の性質上兼營を爲すべきものであつて、分立は却つて兩者の抗爭を益々激成なさしめ、惹いては金融市場に累を及ぼすものと私は思ふ。既に普通銀行に於ける經營主義たる預金銀行の色彩は實績上薄らぎ、獨逸流の兼營銀行の領分を侵しつゝ、ある現狀に於て、之れに類似性を有する信託會社を對立せしむるとすれば、兩者の活動範圍をヨリ狭小ならしめ、將來に於て兩者間の競争激化を白日の下に晒すは極めて當然であつて、洵に憂慮すべきことであると思ふ。

抑々普通銀行の本質は總て短期金融にある。而して中間金融を主として取扱ふものは信託會社であつて、兩者の分野間然たるものではあるけれども、時代の趨勢としてこの分業的主義を漸次不可能にならしめつつあるやに思惟する。

然れば今日の現情よりして右兩業務を兼營なさしむることが妥當であり且つ最も望ましいことである。米國に於て兩者の異狀なる發展を來した所以は一に兼營を認めらるるに至つた爲めであつて英國にあつても亦兼營を認めてゐる。

然し兼營を認むるに就ては法規の改正を要すること勿論であるが、私は近き將來に於て我が國も兼營を認められんことを要望する次第である。これが根本的の解決法である。

(二) 然しこの第一の方法が望み得ないことを前提として考察の歩を進めんとするならば、自ら問題は異なる。

即ち定期預金の信託預金への移行は一時的の現象換言すれば過渡期に於ける副産物と見做すべきものなり哉否哉と云ふ點であつて、之れを決定せざる以上爾餘の問題を論ずることは出來得ない。

私見を以つてすれば、往年に於ける定期預金の信託預金への急

速なる移動は、全く過度的の現象であつて、茲暫らくは這般の如き巨額なる移行はないと思ふ。而して前者の中、極めて長期据置的性質を有するものが、自然に轉換し當分は小康の裡に併立し得られることと思考する。併し乍らこの兩立は遠き將來にまで及ぶ哉否哉は疑問である。

然し將來經濟思想殊に信託知識の發達するに伴ひ、定期預金の利殖目的たる以上、些少の制限あるとは謂へ、利廻打算に由つて漸増的に信託預金へ移行し、依つて以つて往年よりヨリ以上普通銀行に一大脅威を與ふるに至ることは豫想し得られると思ふ。

(三) 尙茲に金錢信託の合同運用制度を廢止することによつて、競争を緩和せんとする方法も考へられるけれども、これは我が國の如く富の程度低き處に於ては、實際上至難であつて、金錢信託の局部的に終はる懼れが多分にあると思ふ。

上述の外、對策として種々あるも、要之現在のところ暫らくは傍觀するの外ないと思ふ。唯金錢信託に對する銀行側の將來に於ける準備を爲すことが肝要である。

第六節 結 論

由是觀之、普通銀行の定期預金は金錢信託預金と併立し得られるも既述の諸事情に依つて、前者中に於ける長期据置的性質のものも亦已むを得ざる次第であると思ふ。

故にこの現象を確定的のものと見極め、之れに處する銀行の自衛策を講ずることが、あらゆる意味に於て須要不可缺であり且又これ以外の最良法はないと信ずる。

即ち本書第四章に於て簡説したところであるが、我が國從來の

定期預金偏重主義を轉換し、當座預金並に特別當座預金に全力を集注し以つて行詰を打開する方法である。

元來我が普通銀行は餘りに定期預金偏重である。即ち總預金の過半數を占めてゐる。此の原因に就ては既に述べてゐるから茲には省略する。普通銀行の本質より觀れば當座預金に其の主力を傾注すべきであつて全く變則的と云はねばならない。従つて反面金利低下を十二分に計り得ない、その當然の結果として業務範圍は自ら狭小とならざるを得ない。茲に行詰を招來したのである。

然れば預金原價の低き當座預金、特別當座預金等に業務の中心を置き、依つて以つて放出資金コストの低下を計れば、活動範圍も擴大し必然的に信託預金との競合問題もなくなると思ふ。

現在に於ける如く、一意定期預金中心主義を採るならば、必ずや、鳴りを静めたかに見える信託會社との抗爭は再び擡頭し、醜

き戦は關係法規の改正なき以上何時迄も續けられるは極めて明白である。

英米に就て觀るも銀行が容易に活動しうるは、他に諸種の事情あらんも、此種低利預金を巨額に吸集してゐることが一大原因であつて、私は右問題を離れて謂ふも、現在の我國は低利預金たる當座預金並に特別當座預金に重心を置くことが賢明なる策であり又時代の趨勢でもあると思ふ。

殊に近年英米に於ては特別當座預金収集に可成苦心してゐるやうである。之れも一の時代相と見られやう。

とまれ銀行、信託會社の抗爭絶滅方法の根本策は兩業務を兼營するの外ないことを一言し、併て將來法規改正の實現せられんことを希望してやまざる次第である。

第六章 中小商工業金融と普通銀行

第一節 中小商工業者の範圍に就て

一口に中小商工業者と謂ふも、其の範圍たるや洵に區々であつて識者間に於ても一定するを得ない極めて漠然たるものである。即ち其の限定方法として、従業員數に依るべきや、投下資本高に従ふべきや、生産額或は販賣額將又融通資本高を、其の基底と爲すべきや、其他等々、實に多種多様である。例へば

- (イ) 中工業Ⅰ(一)職工數五十人以上百人未滿を使用するもの
- (二)使用職工二十五人以上百人未滿のもの
- 小工業Ⅱ(一)使用職工五十人未滿のもの
- (二)職工二十五人未滿を使用するもの

(ロ) 又大體個人經營を中小工業者とし、會社經營の中小規模のものを之が範圍に入れんとするもの

(ハ) 全資産二萬圓以下の資本を以つて獨立營業せるものを中小商工業者と認むるもの

(ニ) 年收一千圓未滿のものを中小商工業者とするもの

(ホ) 融資に由り看ると

(一) 中小工業資金として取扱ふ貸出額を千圓以上十萬圓以下と定めてゐるもの(興銀の場合)

(二) 中小工業者一人當り借入限度千圓とし、特別事情ある場合は三千圓迄擴張し得と爲せるもの(昭和三年大藏省預金部より産業組合中央金庫、勸銀等を経由して低資を出したる場合)

(三) 中小商工農業者に融通するは一人の貸付限度を二千圓以内とし、但し市街地信用組合の場合は五千圓以内としたもの(昭和五年四月預金部より産組中央金庫、勸銀、農工及び北海道拓殖銀行等を経由して貸出したる場合)

(四) 一人の貸出最高額を二萬圓と定め特別の場合は三萬圓迄貸出し得るとしたるもの



(東京府内信用組合)

(五) 融通金額二萬圓以下を中小金融と認むるもの

右において看取される如く、範圍は頗る不文律である。或は大都會と小都會、都會と地方、其他職業に依つてそれ〴〵事情を異にし仲々確然と定め難い。茲には叙述上便宜中小商工業者として總括陳述することとする。

そも〴〵現在の如く、中小商工業者の金融難に陥りたる原因には種々あつて一概には論じ難きも、少くとも其の近因と目すべき點を掲ぐるに大體次の如きものがある。

- イ、中小商工業者自體の經營上に於ける缺陷
- ロ、休業銀行の續出
- ハ、銀行經營上に於ける缺陷
- ニ、資金偏在の著現
- ホ、問屋制度の類勢

へ、資金融通方法の不完備

ト、新業者金融機關の不整備

以上に由つて、容易に察知し得られる如く、この金融難は内部と外部との二方面より來つてゐるからして眞に緩和するには、これが兩方面に當つて對策を講ずるにあらざれば、十二分とはいひ得ない。

しかしながら本書に於ては前者は暫く措き、後者就中普通銀行におけるこれが緩和の方法としての改善策を陳べ、併て當業者の自覺を促さむとする意圖の許に執筆したるものである。

もとより、中小商工業者に對する金融は、普通銀行のみではない、否むしろ其の他の金融機關に於て之れを爲すべきものであり又現在爲しつゝある。故に一應は之等に就ても言及する。

然れども、金融機關の中樞をなすものは、普通銀行であり、從

つて其の一半の責務も亦存する譯であつて、殊に昭和二年春の金融恐慌以來、ますます其の感を深うするが故に、私は殊更普通銀行に就き卑見を開陳してみたいと思ふ。

第二節 斯業者の金融機關

今行論上、普通銀行外の諸金融機關に就て略述することを許されたい。

さて中小商工業者に、大なり小なり資金供給の役割を爲してゐるものは、現在大體左記の機關である。

- (一) 日本勸業、日本興業、北海道拓殖、農工、貯蓄の各銀行
- (二) 大藏省預金部
- (三) 簡易保険局
- (四) 信託會社

- (五) 保險會社
- (六) 信用組合(産業組合中央金庫、信用組合聯合會を包含)
- (七) 輸出、工業兩組合
- (八) 無盡會社

普通銀行の外、中小商工業金融機關としては、以上列記せるものが主なるものであつて、それらに貢献しつつあるが、何れも充分なる期待を掛け得られない憾がある。

即ち貯蓄銀行に於ては、法規嚴重なるため、其の資金の大部分は國債、其他確實なる有價證券又は普通銀行、信託會社、大藏省預金部等へ預金として運用され、中小商工業への融資は極めて小部分しかない。

農工、勸業、北海道拓殖等の各銀行は、本來不動産金融機關にして、資金放出先は主として、農村にある譯なるも、近年市街地の

宅地、建物、工場財團及び工場附屬地又は建物等を抵當として、相當貸出を爲してゐるやうである。

殊に勸銀は、局部的とは謂へ關東大震災の際、二回にわたり罹災地住民の爲め、建築及び産業資金として、大藏省預金部の融通資金二千萬圓を貸出し、昭和三年及び同五年には農工、又は北海道拓殖銀行と共に、同じく預金部融通の中小産業資金の貸出を行つてゐる。日本興業銀行も大震災後は特に中小工業金融に努め、可成多額の貸出を爲してゐる。

併し乍ら、何れも現在の中小商工業者にとつては「二階から眼藥」であり「焼石に水」である。

而して之等の所謂特殊銀行の貸出は、殆ど擔保付なるが故に、右斯業者の最も必要にして又待望してやまないところの「信用貸付」は至難である。加之窮屈なる法規に制肘される爲め、此等銀

行の裁量範圍も亦自ら狭小とならざるを得ない。

次に爾餘の機關例へば、前節の二、三、四、五、七、八等に就ても關係法規嚴重なるか、或は資力薄弱とか、又は其他の理由によつて各々の斯業者に到底十全の策を施し得られないことは、今迄の實績がこれを明かに證左してゐる。

第三節 信用組合の根本精神

事情斯の如くであるから、今後大なる期待を以て、希求するものは信用組合及び普通銀行であらねばならない。後者は暫く措き今前者に就て概説せんに、元來信用組合は、中小商工業金融及び所謂庶民金融を目的として明治三十三年三月「産業組合法」に基き創設されたもので、現在に於ける前記斯業者に對する金融機關中、最も重要なる役割を演ずべき使命を持つてゐる。而してこの

信用組合は周知の如く組合員の信用を基礎として成立したものであつて即ち相互扶助的精神に立脚してゐるものなるが故に、従つて其の返済の能力を有する者には須らく無擔保にてこれを貸付け所期の目的をヨリ、効果的ならしむることが、何よりも組合の趣旨に合致する、換言すれば組合の貸出は對人信用を以つて、其の根本原則とすべきものである。かくの如く同組合は共済的に經濟上の便宜を與ふるを趣意とするものなれば、もちろん非營利的であらねばならない。にも拘らず、この實際に於ては悉く然るを得ない。即ち貸出に於て相當の擔保付を持つてゐる就中市街地信用組合に於て甚だしいやうである。此の割合は種々の事情に因つて一律に論じ難いけれども、一般の趨向としては農村方面の信用組合に無擔保貸付多く、市街地に於て擔保付貸付が多い、即ち前者にあつては無擔保約六十パーセント、擔保付約四十パーセントの

割合であつて、後者は方にこの逆である。之は前者に比し、後者は組合員過半数商工業者なるを以つて、其の信用程度の變動可能性多きが故であると思惟される。

右は極めて大體論であるけれども、各信用組合に擔保付貸出の相當あることは、否めない事實である。次に貸出餘力は相當あるにも拘らず實際に於ては極めて少額であつて、過半の資金は概ね銀行預金或は有價證券投資として運用してゐる。其の割合は大凡そ總額の六十パーセント内外にして、而も本來の信用組合聯合會産業組合中央金庫への預け金は過少である。要之右の事實は明白に利殖に、走らんとする營利主義と斷じ得られやう。

とまれ夫々各組合は其の設立當時の根本觀念からして、可及的に而も對人信用によつて、此際つとめて貸出を爲すべきものであつて、且これが組合の使命であると私は深く信ずる次第である。

第四節 我國普通銀行の經營主義

上來縷述せしところを綜覽するに、一つの結論を得る。即ち今後最も中小商工業者金融に進出を望むものは普通銀行にして斯業者浮沈は一に普通銀行の去就如何にあると云ふことである。

もちろん普通銀行のみならず、全金融機關の總動員を俟つて現在の金融難に處すべきであるけれども、其の資力の點に於て、金融網の點に於て、又法規の點に於て、其他銀行自體行詰對策の點に於て考察するならば此際普通銀行の一大奮起を望むことが最も適切妥當と確信するが爲である。

以下中小商工業者金融難對策に關聯する普通銀行の改善點を詳述してみたいと思ふ。

抑も普通銀行は庶民的階級の金融機關として生れ出たるもので

はない。英國流の預金銀行（一名商業銀行）を模倣し創設されしものにして、其の名によつて推知し得られる如く、短期の預金に依つて短期の商業資金を供給するを主要業務としてゐることは世間周知のことであつて、今更贅言を俟つまでもない。

乍然、元來無條件の模倣物なるだけ、我が國情と相容れない幾多の缺陷を見出すのであつて、遂に今日に於ては表面預金銀行と稱するも、其の業績内容に至つては明かに之れに背馳してゐる状態である。而して近年識者間に預金銀行の行詰を云爲されるに至つたことは前述の事柄を物語るものであつて、殊に昭和二年金融恐慌以來、標榜主義と其の實績は愈々隔離しつゝあり、私も不及乍ら機會ある毎に右主義轉換の必要を文筆に托し只管當業者の自覺を促すことに努めてゐる次第である。

とまれこの預金銀行主義を固執して止まむところに、現在の普

通銀行行詰も生じ又中小商工業者金融難の一因もある譯である。

第五節 銀行合同後の缺陷

次に大正十二年の關東大震災、昭和二年の金融恐慌殊に新銀行法制定實施を契機として中小商工業金融は愈々梗塞されたのであつて、之れは畢竟するに銀行合同、資金偏在に依り招來されしものである。即ち舊銀行法に於ては資本金額の制限に就て、何等の規定なく唯々當局の内規として、之れを實行してゐたものであるが、然しこれは新規免許に對する方針であつて、既設銀行を如何ともなすことは出來得なかつたのである。

ために新銀行法において資本金の最低額を土地の廣狹により規定したるが故に、茲に必然的結果として合同盛行を看たものである。

即ち同法に依れば

- 一、東京市、大阪市に本店又は支店を有するもの 二百萬圓以上
- 二、其他は 百萬圓以上
- 三、但し人口一萬未滿の地に現に本店を有するもの 五十萬圓以上

であつて、組織は株式會社に限定され、無資格銀行は實施より五ヶ年（昭和七年未迄）の猶豫を與へられてゐる。

加ふるに當局の絶えざる勸奨もあり、一時は急轉直下式に無意味の合同さへ散見した。これがため合同銀行にして休業したる事實も既に讀者諸賢には苦々しき記憶として、まだ耳朶に残つてゐることと思ふ。

而して其間休業銀行續出し、預金は大銀行殊に所謂五大銀行に集中傾向著しく、貸出は警戒され、益々資金の偏在を顯著ならしめたのである。即ち一方に於ては資金放出方法に悩み、他方にあ

つては資金缺乏を啣つと云ふ洵に矛盾した現象を呈してゐる。

翻つて銀行合同の結果を窺ふに、當初無方針に企圖したるため、都市と地方、大銀行と中小銀行と云ふが如く、極めて金融制度上好ましからざる合同をなしてゐるものが夥しい。これが爲めさなきだに地方資金の涸渇をいやが上にも助長せしめてゐる。又從來の顧客を合同の結果、自行の大となりしたため、意識的に漸減を試み、新たにヨリ優良なる取引先を求めんとする傾向も看過されない事實である。(本店銀行が支店になりたる場合殊に甚しい)此點現在の中小商工業者金融難の最も重要な原因であり、特に銘記すべきである。これに反し英國に於ては、這個の點を考慮し、假令合同なすとも決して右様の事柄は生じない。即ち顧客をして些の不安なからしめんがため、合同前と何等變りなく取引をなし取引上の諸證書類及び看板の如き舊行名のまゝにし、合同後の新行

名を小さく傍記してゐるものさへある。斯の如く細心の注意が拂はれてゐるのであつて、探つて以つて、他山の石とすべきである。

我が國の各合同銀行の狂省を切望してやまない次第である。

第六節 金融難の最大原因

次に我が普通銀行は英國流の銀行制度を無定見に模倣創設したことに就ては、曩に短言せしところであるが、これがそもく、現在の中小商工業者金融難を誘引したる根因と思ふ。と謂ふ理由は即ち英國においては夙に經濟發達し、都市と地方の經濟状態、しかく大差なく、従つて本店の方針をとつてこれを支店の方針となすに何等支障なきも、我が國は都市と地方の經濟状態著しく相異し本店支店同一の方針にては到底取引圓滑にゆくべくもない、にも拘らず同一方針の下に營業なしつゝあるからである。

即ち我が國は歐米諸國に比し、經濟の發達極めて最近に屬し又我國特殊の國情に由つて、大都會と小都會、或は都市と地方の人文發達關係、經濟的事情其他諸施設の差異が甚しく、随つて何事によらず同一律に爲すべからざることは、理において當に然るところであらう。

殊に營利的企業とは云へ、一面多分に公共性を有する銀行において、その本店の所在地を専ら業務方針の對象とし、之を以つて直ちに自行全般の規範となさしむるが如き現在の遺方は、吾人のその意を解し得ざるところである。

即ち之れを具體的に云ふならば、本店銀行幹部は自行各支店所在地の經濟事情を無視し、有無を云はさず本店の意に従はしめ例へば貸出方針の如き、加ふるに本店の些事たる都合に依り支店上席責任者を徒らに更迭なさしめ以つて顧客に不便を感せしむる等

枚舉に遑なき程である。

更に敢て煩を犯し引例せんに、今甲支店所在地に百萬圓の實際需要ありとせむに、甲支店は諸種の事情調査の結果少くとも八十万圓は資金放出して何等回收不能の惧なく内心は應需を希望せるも、自行規則三十萬圓と限定しあり、且本店に制限外貸出を申請するも、何等考慮の意志認め難きとすれば其結果や如何即ち甲支店は自他共に益するを知らながら、右制限額の貸出に止まるの餘儀なきに至るは勿論である。茲に中小商工業者金融難の一因が胚胎してゐるのである。

元來普通銀行の支店なるものは、預金吸集手段として設けられたものであつて、之等資金放出は大部分本店(大都市支店は別)において爲されてゐる而して地方資金涸渴問題の生起する所以も亦之れが爲めである。地方所在の本店銀行は其の地の經濟事情に精

通してゐるを以つて、種々の便宜を顧客一般に與へ來つたものであるが、一と度同銀行が合同の結果、支店銀行に變更されるや、前述の弊が最も著しく現はれ、少からず同地方の金融を阻害してゐるのは争はれない事實であつて、この點最も本店首腦部の考慮を要するところである。

第七節 金融難の緩和策

これに依つてこれを觀るに、刻下焦眉の急務たる中小商工業者金融難緩和方法を普通銀行方面より看るならば大凡そ左記の如きものである。

- 一、預金銀行主義轉換の必要
- 二、支店經營法の改善
- 三、銀行合同に隨伴の弊害除去

要約すれば大體右の三つである。即ち之等に就き簡説するならば、

(一) 元來我が普通銀行は預金銀行主義を奉じ來り、偏へに同主義によらんことに努めた。けれども我が國に容れざるところあるを以つて、漸次獨逸流の兼營主義的色彩を其實績に於て帶ぶるに到つた、然るに當業者は今尙預金主義を恰も金科玉條の如く遵奉せむとしつゝあるが故に、遂に行詰りを生じ來つたのである。

預金主義の典型國と迄云はれる英國に於てさへ行詰りを云爲されてゐる次第であつて、今後の趨向として右主義を全部的に奉ずることは最早出來得なくなつたのである。

然れば從來の預金主義を奉じつゝ漸次兼營主義的色彩を加味し將來右兩主義の中間を歩むことが最も妥當性をより多く有するものと私は深く信ずる。今日米國に於ても此の傾向現はれ所謂百貨店銀行 (Department store bank) として漸次其内容に變化を見つゝある次第である。

斯の如き次第であるから、我が普通銀行は宜しく預金銀行主義傳統の殻を脱ぎ捨て、積極的に進出すべきである。

固より實際の業績に於て變化はしつゝあるも、其の内容に至つては殆んど中小商工業者と關係なき方面である。けれども近年二、三試験的に小口金融を取扱ふものを見るに至つた、然しその成績は未知數に屬するも、米國の例によれば可成の成績を擧げてゐる。

最近各銀行共中産以下の小口金融に對し相當考慮しつゝある殊に住友銀行、三十四銀行は夙くより此の方面に力を注いでゐるやうであるが、此際貸出條件を緩和し、前述の之等方面に全力を捧げ、依つて以つて銀行自體の行詰りを打開することは、即ち一石二鳥を實現するものと云ひ得られやう。

(二)從來の劃一的支店經營方法を改め、各支店所在地の經濟事情に立脚して、所在地特有の經營法を確立し、恰も獨立銀行の如

き態様に變せしめ、其他顧客の要望をして遺憾なからしめざるやうすべきである。即ち一言にして之れを掩へば、本店自體の營業方針を以つて直ちに自己支店を律せざる事に歸する。

斯くすることに由つて、一面資金の地方還元となつて資金涸渴の非難を免れ、且金融難も相當緩和されること、私は確信する。

(三)銀行合同に伴ふ弊害は種々あつて、今全幅を説きつくし得ないけれども、茲に殊記すべきは合同の結果各支店營業振の豹變である。

即ち自行の合同するや、資本金其他の程度によるも、大體従前より可成資力大となりし爲め、恰も鬼の首をとつたる如き心持を以つて、甚しく高踏的態度に永年の顧客を路傍視し、ヨリよき取引先を希求し、その方法たるや實に非常識極まるものがある。

従つて中小の取引先と事毎に關係を斷ち漸次其地の一流筋と取

引しつゝある實狀であつて、これがため地方金融は益々梗塞されてゐるのである。

當業者はこの猫眼的態度を改め合同前と等しく且この新に増大せる資力を以つて、より廣範圍にわたり業務を擴張すべきである。其處に中小商工業者金融緩和の曙光を見出すであらう。

以上八節に於て、私は現在の中小商工業者金融難の對策としての普通銀行の改善すべき諸點を大體述べた積りであるが、此際銀行自体の公共性を更めて認識し、宜しく三省すべきが當然の義務ではあるまいか。

第七章 我が普通銀行の特異性と今後の經營

第一節 概 説

元來銀行の經營には預金銀行主義と兼營銀行主義との二大潮流あり、而して我が國は當初米國のそれに模倣して前者を奉じ來り、爾來米國の制度の淵源地たる英國に於ける所謂分業主義、換言すれば前記の預金銀行主義を遵守——絶對的とは實質上云ひ得ないが兎も角外形上——し來たつたことは、此處に多言を要せざるところであらう。

この預金銀行は周知の如く、短期の預金、他言すれば、要求拂の預金に依つて、短期の商業資金を供給するところから、外に商業銀行の別名あることも今更特記の必要もあるまいが、果して我が

普通銀行はこの純然たる商業銀行であると云ひ得るであらうか、殊に現時の業態よりして私は疑なきを得ないものである。

さなきだに傳統的精神によつて培はれ、又世界の劇祖をセークスピアに求めてやまないところの、而して分業主義の發祥地たる英國に於て或る識者は最早預金銀行主義は行詰であることさへ唱へてゐる。否既に或る方向轉換をその實績に於ては見つゝある状態であるが——米國に於ても亦預金主義の色彩は曖昧になりつゝある——にも拘らず、我が國は今後とも預金銀行主義を墨守しえられるであらうか。

之れを昭和二年三月三十日發布の新銀行法より考察すれば、當局は明確に右主義に準據すべきものとしてゐるやうである。即ち同法中次の條文に依りて明かに觀取される。

第一條 左ニ掲グル業務ヲ營ム者ハ之ヲ銀行トス

一、預金ノ受入ト金錢ノ貸付又ハ手形ノ割引トヲ併セ爲スコト

二、爲替取引ヲ爲スコト

營業トシテ預金ノ受入ヲ爲ス者ハ之ヲ銀行ト看做ス

第五條 銀行ハ擔保附社債信託法ニ依リ擔保附社債ニ關スル信託業ヲ營ミ又ハ保護預リ其ノ他ノ銀行業ニ附隨スル業務ヲ營ムノ外他ノ業務ヲ營ムコトヲ得ス

第十三條 銀行ノ業務ニ從事スル取締役又ハ支配人カ他ノ會社ノ常務ニ從事セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

斯の如く預金銀行主義に立脚すべく、銀行の範圍を極限してゐることに氣付くのであるが、然し我が國現在の實狀からすれば、これは却つて行詰を益々助成するものではないであらうか。

第二節 銀行法と實際上の矛盾

由來我が國は一般に他國に模倣することを以つて、能事是れ足

れりとしてゐるやうに考へられるが、或る程度まで模倣も亦可なりではあるが、經濟社會の制度組織の如き、最も國情に由り變化の夥しいものにあつて、その儘無批判的に移植することは、いささか淺薄たるの誹を免れ得ざるものではなからうか。

實例を求むるならば幾多も存するけれども、今は暫らく措き、之れを要するに、我が普通銀行は從來考へられてゐるがやうに、預金銀行として實質上今後何處まで進み得られるものであらうか。

私見を以つてすれば、元々我が國情獨自の方法に依つて經營方針を樹立すべきものであつたと考へる。併し乍ら、他國をそのまま模倣した以上致し方なきも、つひに我が國情は之れを許さざるを以つて、漸次施設當時の主義方針に或る轉換の傾向を認めつつある。殊に現時に於てその感を深ふすると、少くとも私はかく思考せざるを得ないのである。

更に昭和二年の新法規には舊法ヨリ以上預金銀行主義の色彩が判然としてゐるにも拘らず、實際上はこの色彩が時と共に薄らぎつつあるの矛盾を演じてゐる。

此の矛盾はそもく何れに起因せるものであらうか。而して現在我が國情に於ては、純然たる預金主義を奉ずることが出来えないものであらう乎、若し然りとすれば、獨逸の兼營主義によるべきものなり哉。その何れに據るべきかをいさゝか検討し、併せて今後我が普通銀行の進むべき最も妥當なる方向に就て、次節以下に於て卑見を開陳してみたいと思ふ。

第三節 其の原因

既に述べた如く、外面的には英國流の所謂預金銀行主義を模行標榜し乍ら、實質上は漸次右主義に依ることを得ざらしむる所以

のものは、數へ來たれば種々あるであらうけれども、その重大原因としては、全部的に我が國情に適せざることであつて、これは動かすことの出來得ない事實であると信ずる。然るにも拘らずこれを以つて、其儘移植せんとするが故に、其處に無理を生じ、且つはその主義と實際の業態に於て背反するのではあるまいか。

即ち夙に經濟社會の發達し、從ひてその思想も普及し、傳統久しきに亘る英國の如き國柄に於て、預金主義は或は妥當であらう。併し乍ら我が國の如く、古來農を以つて立つとまで云はれてきた程の國なるが故に、經濟界の發展の見るべきものゝ極めて最近に屬する、隨うて經濟思想の未だ幼稚なるを脱し得ない國情の許にあるところに於ては、英國流の預金銀行主義のみを奉じ經營することは、蓋し至難の策であると思惟するものである。

之は或は餘事にわたる嫌もあるが、我が國一般に經濟思想の低度

なる事に就き、參考の爲私の體驗の一端を述べる事を許されたい。

嘗て私は銀行の用務を帯びて或る有力なる當座取引先に車を馳せたことがある。その際、談たまゝ景氣問題に及びたる時、その主人の曰く、『あなたのやうに銀行に居る者は景氣なぞお解りではないであらうが、銀行でも此頃少しはチガヒますか、どんなものでせう?』と。相當教養あり地位ある者を以つてして尙斯の如き有様である。これは一例に過ぎないけれども、私は其外幾度か右様のことを質問された經驗を持つてゐる。

經濟社會を人體に比し、通貨を血液に、銀行を心臟に喩へたのは、確かヘンリー・ダンニング・マクラウドと記憶するが、かゝる概念を持ち得なくとも、前記の如き質問はおこり得やうがないものをと、私は今更乍ら喫驚した次第である。

この一事に由りて看ても、我が國一般人の經濟思想の程度が讀

者諸兄にはおわかりのことと思ふ。

第四節 自己資金の日英比較

とまれ現今我が國が到底從來の如く、預金主義を墨守し得なくなり、而して漸次兼營主義に、意識的或は無意識的に傾きつゝあるのは、否めない事實であると思ふ。

然らば我が國は兼營主義に方向轉換しては如何と云ふに從來の業界よりして、且現在の實狀を以つてしては不可であると私は答へたい。その理由は今日までの休業銀行或は破産銀行に就て一考するならば、その外贅言を竭さずとも自ら明かであると思ふ。

預金主義にして不可、兼營主義にしても亦不可、とすれば、然らば一體我が國は如何なる方針に依つてするを最も妥當なる經營とする哉と云ふに、即ち私は預金主義と兼營主義との所謂中道を

歩むことを以つて、その經營方針と定むるを我が國情に最適したるものと信ずる。

蓋し我が普通銀行の沿革、發展と國情とを比較考量するならば、其處に他國に見ない特異性を發見するからである。

今左にこの特異性の最も著しい點を列擧すると

- 一、自己資金
- 二、定期預金
- 三、預金利率
- 四、商業手形

等々であつて、次に之等に就て一應順次説述してみたいと思ふ。

一、自己資金に就てであるが、元來預金主義經營の許に於ては、自己資金即ち資本金及び積立金等に依存することなく、總て外來資金即ち吸収したる預金に由つて業務を遂行するものなれば、拂

込済資本金及び諸積立金等は比較的僅少の割合で差支なきものである。であるから一般に預金主義を標榜する國にあつては、拂込済資本金の公稱資本金に對する割合は、極めて少額である。之れに反し兼營主義を奉ずる銀行にあつては、事業金融即ち性質上固定資金を供給する處から、短期の外來資金に依つてなすことを得ないからして、必然資本金も巨大なるを要し、且つ拂込済資本金の割合も、可及的大でなければならぬのは當然である。この事實は典型的な英獨兩銀行を比較すれば窺知し得られる。

尤も近時兩主義は事實上色彩が薄らぎつゝあることを認めうるが、隨うて英國の如き、未拂込資本金に對して、萬一經濟界の混亂に際し、銀行の危急或は破産の場合、果して多數株主が拂込得るや否や甚だ疑なきを得ないものであつて、實際問題として確實性に乏しいと云ふところから、形式的にして有名無實に等しいこ

の制度を廢止し、悉く全額拂込済にしては如何と云ふ問題も識者間に相當あつて、中には五大銀行の一であるパークレース銀行の如き全額拂込済のものもある。

翻つて英國流の預金銀行主義を奉じてゐると云はれる我が國に就て觀るに、公稱資本金に對する拂込済資本金の割合は、所謂五大銀行に於て七十パーセント以上であつて、第一銀行の如き全額拂込済のものもある。

普通銀行全體にあつても六十パーセント以上であつて、英國五大銀行の約四十パーセントなるに比較して考ふるも我が國が相當努力を拂つてゐることが窺はれる。次に諸積立金に就て云ふも、英國には秘密積立金が諸勘定科目に相當大なる部分伏在してゐると云はれるけれども明確には分らないのであつて、外形上から觀て、パーセンテージに於ては餘り遜色はないと思惟されるのであ

る。

而して今後合併、合同に依つて自己資金の比率は益々大となることと思はれるが、とも角我が國普通銀行一般の趨勢からして(特殊の例外的のものもあるが)、預金銀行には自己資金僅少にて差支なしと云ふ一般思想から云へば、稍々遠ざかりつゝあるものではないであらうか。

第五節 顯著なる特異性

二、我が國の制度が他國に異る最も著しい點は預金であつて、即ち定期預金、當座預金、特別當座預金、通知預金、諸預金(公金預金、別段預金等)等の如く確然と區別されてゐるところは珍しい。而も定期預金の如く、六ヶ月、一ケ年と云ふ極めて長期の預金あるも我が國のみであると思ふ。他國にも Time Deposit 或は

Mixed Deposit と云つて、稍定期的性質の預金もあるけれども、我が國の如き意味に於ける預金は稀れであつて、殆んど實質上から云へば、我が國の通知預金的のものである。

元來預金銀行は短期の即ち要求拂の預金に依つて、短期の商業資金を賄ふことに由つて、その間の利鞘を收得するを業務とする云はれてゐる。従つて我が國の定期。或は特別當座預金の如きは全く變則的のものである。これは我が國特殊の事情に基くものであるが、之れを要するに特別當座預金は暫らく措き、定期預金の存在はいさゝか預金銀行主義と相反するものであつて、これが爲め從來種々なる難問題を惹起せしめつゝあつたのである。

この定期預金は總預金中最も高利にして、而も金額に於て斷然優位にある。一進一退は常にあるけれども、大體五十パーセント以上を維持し、今後益々増加することも減少することは恐らく絶無

であらう。次に同じ要求拂預金にしても、特別當座預金は貯蓄的性質のものであるから、その異動性は當座預金に較ぶべくもない。併し乍らその總預金中に占むる計數的地位は大體二十パーセント前後であつて、第二位である。

斯の如く、我が國はその受動的業務たる預金の内容は、長期的固定的のものが大部分であつて、極めて異動性に乏しいのである。これが我が國をして依然預金銀行主義を十年一日の如く、墨守し得ざらしむる胚種であると私は思惟するものである。

三、従つて、必然預金利子も高からざるを得ない——他に幾多の事情存在するけれども——と云ふ結果になるのである。而して又我が國は從來小銀行多數分立して、預金爭奪戦に浮身をやつすことに専念するが爲め、勢ひ利率をして高からしめたものとも信ずる。ともあれ預金銀行の根幹たる利鞘主義は、此コスト問題のため

常に我が國に於ては惱みつゝあつたのであつて、殊に曩に一言せる如く、我が國特殊の預金種別の爲め、純然たる預金銀行主義は實行せんとしても、内容差別上即ち利率關係上名實共に果し得なくなつて來たものではないかと私は思考する。

即ち預金種別によつて異なるも、殆んど總て預金は附利であり、而も高利であることが、少くとも我が國預金銀行主義の薄らぎ行く一因であるを考察し得られる。

預金主義の典型國たる英國に於ては、大體に於て當座預金は無利子である。而して該預金が總預金中の大部分を占めてゐる。米國に於ても亦右と大同小異であつて、預金のコストは他國の預金銀行と等しく極めて低いのである。之に反し我が國は既述せる如く、總預金の過半數を占むる定期預金が、他國に見ない最も高利率であることに想到するならば、預金主義轉換の偶然でないこと

が首肯されるであらう。

四、我が國は歐米先進國に比し、既に縷述せる如き諸事情の原因に依つて、優良なる商業手形が極めて少ないのである。ために銀行は經營上必然的結果として、長期的固定的方面に傾かざるを得ないのは或は止むを得ないとも云へやう。然し乍ら概して經濟思想の未だ普及の伴はざる商取引の横行によるものと私は思ふのである。

とにかく我が國に商業手形の見るべきものゝ稀少なることの事實であることは、銀行内に終始するものゝ等しく見聞し、感ずるところである。この稀少性の誘引は一に經濟思想の普及未だしと徳義觀念の缺除とに在るものと云へる。勿論之等の前提に經濟社會の發達と云ふことのあるは言ふまでもない。

第六節 有價證券の所有目的

我が普通銀行が他國に比較して、極めて變則的段階にある所以は、上述の概括的説明によつて推知し得られることと思ふ。

即ち例へば從來は我が國普通銀行に於ける有價證券の所有目的は投資的意味でなく、唯單に預金準備的意味に於てあつた。然るに近年は右の觀念は漸次薄らぎ、最近に於ては殆んど投資目的に轉換してゐる事實を見受けるが如き又附隨業務に於て、或は其他業務に於て漸次的に預金主義の殻を脱し、實質的に兼營主義の領域にまで浸入しつゝあるのは、全く既述の特異性に因由される結果と云へるのである。

されば之れを逆説すると、元來我が普通銀行は創設當時我が國自體の諸事情よりして、既に兼營主義的環境にあつたとも謂へる。

であるからして預金銀行主義に依つて設立したときは云へ、該主義とは稍々趣を異にする、例へば預金業務にあつては定期預金、特別預金等、又貸出業務にあつては手形貸付、證書貸付等の如き種目存在し、而も之等はパーセンテージに於て遙かに他を凌駕してゐるのである。(尤も右に謂ふ兼營主義的環境とは消極的意味であること勿論である)

尙茲に附加追記することは、既に述べた如き事情であるから、従つて放資物件の好ましきものなきは當然であつて、貸付擔保品の如きものにあつても、必然的固定化は免れ得ないものゝ割合が相當大きいのである。直ちに資金化し得ない土地、建物其他等の如き少くとも總擔保品の三分の一は占めてゐる。

第七節 今後の趨向

上來縷述の如く我が國は純然たる預金銀行主義としてはいさゝか背馳するところ限りなく存在してゐるものであつて、明かに名實相伴つてゐないのである。故に私は最早や預金銀行として我が國普通銀行を説明することは妥當でないと思ふものであつて、學校に於ける教科書の如き、取扱内容を改變するの要ありとさへ信じてゐる。

即ち何れの國に於ても、預金主義、兼營主義の各々色彩は漸減向にあつて唯形式に止まりつゝあるが、殊に我が國に於てその感を深ふするものがある。

筆を擱くに際し、茲に約言すれば、我が國普通銀行は經營上英國流の預金主義を奉じてゐると云ふけれども、これは形式上のみであつて、その形式たる袋の中には多分に非預金主義を藏してゐたのである。その原因は我が國情を無視したるが爲めであつて、

つひに我が國特異の業務内容を有するに至つたものと云ひ得られる。

右の如くであるから、私は我が國普通銀行今後の動向として選ぶ途は、預金銀行主義と兼營銀行主義との中間にあつて、何れにも偏せざらしむるやう經營すべきであると信じ且つ提唱する次第である。元來右兩主義は相對的のものであつて、必ずしもその主義に拘泥する理由はないのであるから、その時代の趨勢に順ふべきが至當であつて、之れが我が國普通銀行行詰の打開方法の根本事ではあるまいかと私は思ふのである。

於けるに我國の普通銀行(終)

昭和七年十二月一日印刷
昭和七年十二月五日發行

於けるに我國の普通銀行

定價金壹圓貳十錢

著者 岸 谷 梧 郎

發行兼印刷者 株式會社 大同書院
代表者 松本善次郎
大阪市北區會根崎上三丁目八番地



發兌元

大同書院

大賣捌所

大坂市北區(振替大阪三一九七二番)
會根崎上三(電話北一六五三・五七五二番)
東京市神田區(振替東京八二二三八番)
東京市神田區(電話神田二二二八番)
東京市神田區(振替東京二二二八番)
東京市神田區(電話九段二二二八番)
東京市神田區(振替東京二二二八番)
東京市神田區(電話九段二二二八番)
東京市神田區(振替東京二二二八番)
東京市神田區(電話九段二二二八番)

巖松堂書店
有斐閣書房

[本製部刷印院書同大]

岸谷梧郎主著要作

銀行内合理化の研究
定價金壹圓三拾錢

森山書店發行

現行小切手法の研究
定價金四拾錢

兵林堂書店發行

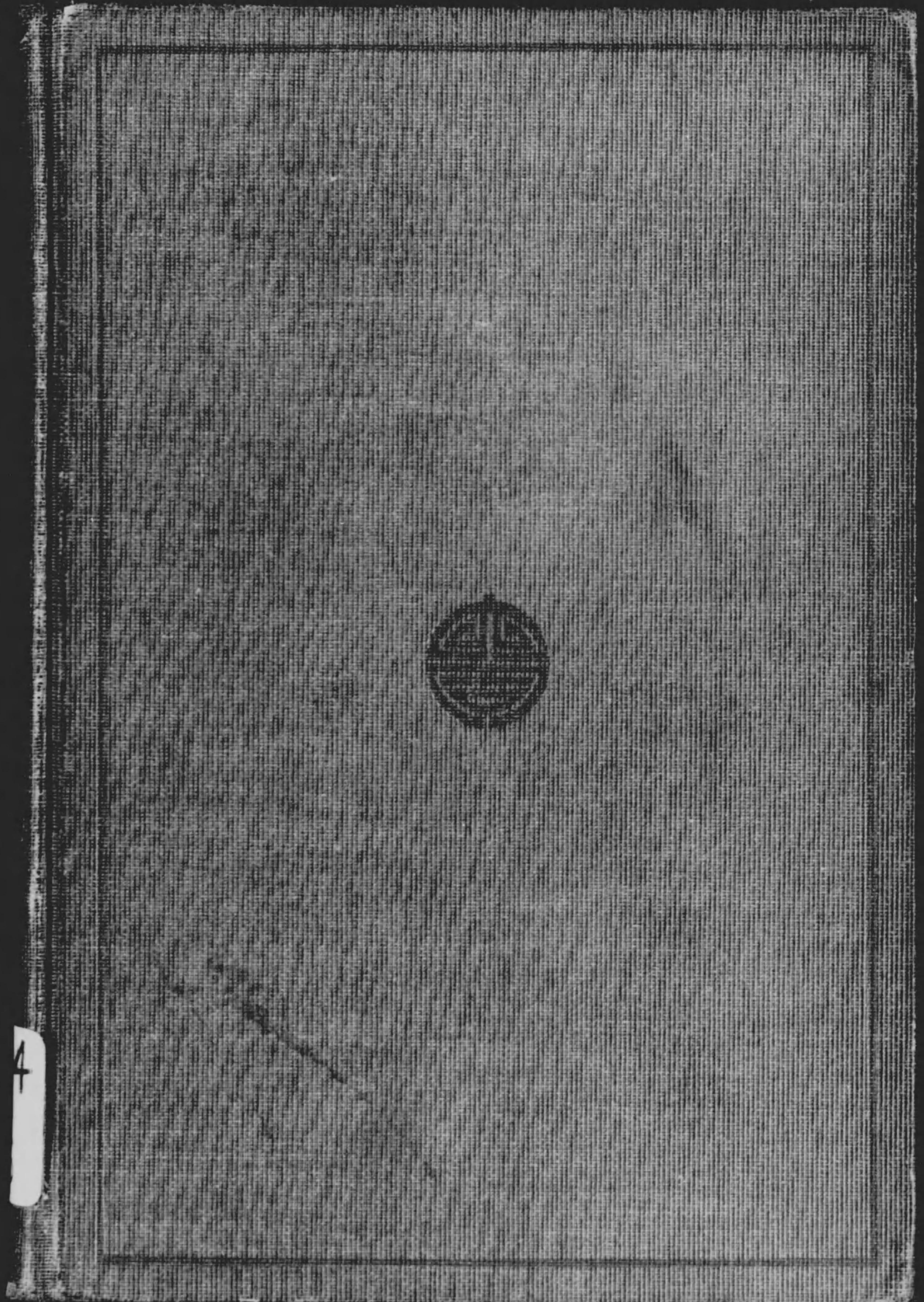
於今
げ後
るに
我國の普通銀行
定價金壹圓二拾錢

大同書院發行

634

96

47



4